

資料4

一般社団法人四国の観光局 組織・事業予算等

組織関係

1 役員名簿	1
2 事務局組織図	2
3 社員名簿	3
4 定款	5

事業予算等関係

1 平成30年度事業実施状況・収支決算	12
2 令和頑年度事業計画・収支予算	21

一般社団法人四国の右下観光局 役員名簿等

(令和1.7.15 現在)

役職	氏名	所属
理事長	中東 覚	特定非営利活動法人日和佐まちおこし隊 理事長
副理事長	吉田 基晴	美波町観光協会 理事 (株式会社あわえ 代表取締役)
理事	清原 裕登	阿南市観光協会 常任理事 (徳島県南メディアネットワーク株式会社 代表取締役)
理事	横尾 政明	牟岐町商工会 会長
理事	兒戸 大佐	牟岐町観光協会 会長
理事	鶴和 正浩	一般財団法人まぜのおか 事務局長
理事	石井 裕通	那賀町商工会 事務局長
理事	山田 直人	海陽町観光協会 副会長 (有限会社山田宝来堂 代表取締役)
監事	湯浅 隆幸	阿南商工会議所 専務理事
監事	川人 建介	那賀町観光協会 会長 (四国ケーブル株式会社 取締役 企画営業部長)

事務局長	竹内 靖	
------	------	--

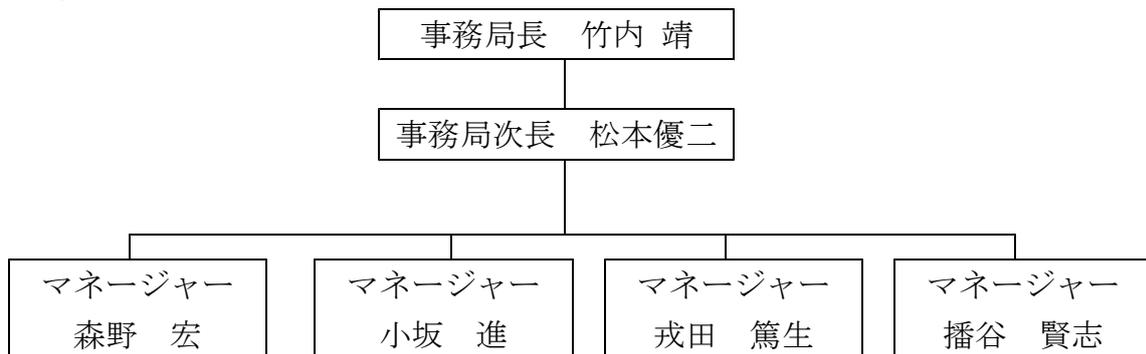
事務局組織図

令和元年5月1日～

1 現事務局職員

事務局長	竹内 靖	(当法人にて雇用)	
事務局次長	松本 優二	(県から派遣)	5.1～
マネージャー	森野 宏	(阿南市から派遣)	4.1～
	小坂 進	(美波町から派遣)	4.1～
	戎田 篤生	(海陽町から派遣)	4.1～
マネージャー	播谷 賢志	(県から派遣)	5.1～

2 事務局組織図



一般社団法人四国の右下観光局 社員（正会員）名簿

(R1.9.1現在)

番号	氏名／名称	住 所
1	中東 覚	海部郡美波町
2	吉田 基晴	海部郡美波町
3	清原 裕登	阿南市
4	横尾 政明	海部郡牟岐町
5	兒戸 大佐	海部郡牟岐町
6	鶴和 正浩	海部郡海陽町
7	湯浅 隆幸	阿南市
8	川人 建介	阿波市
9	山田 直人	海部郡海陽町
10	石井 裕通	阿南市
11	竹内 靖	阿南市
12	株式会社中徳	海部郡美波町
13	阿南商工会議所	阿南市
14	特定非営利活動法人日和佐まちおこし隊	海部郡美波町
15	米崎印刷株式会社	阿南市
16	牟岐町商工会	海部郡牟岐町
17	株式会社コート・ベール徳島	阿南市
18	民宿 樹園	海部郡美波町
19	民宿 ゆき荘	海部郡美波町
20	株式会社あわえ	海部郡美波町
21	四国ケーブル株式会社 太龍寺ロープウェイ	那賀郡那賀町
22	道の駅 鷲の里	那賀郡那賀町
23	レストラン菩提樹	那賀郡那賀町
24	一般財団法人まぜのおか	海部郡海陽町
25	砂美かたやま	海部郡牟岐町
26	in Between Blues	海部郡海陽町
27	明山荘	海部郡美波町
28	美波町商工会	海部郡美波町
29	有限会社しらきや	海部郡牟岐町
30	美波町観光協会	海部郡美波町
31	海陽町商工会	海部郡海陽町
32	株式会社ケーブルテレビあなん もみじ川温泉事業部	那賀郡那賀町
33	海陽町観光協会	海部郡海陽町
34	株式会社良い宿	海部郡美波町
35	はりまや鮮魚店	阿南市
36	株式会社あわさんさん	海部郡美波町
37	CAMP PARK KITO 株式会社	那賀郡那賀町
38	お宿日和佐	海部郡美波町
39	平等寺	阿南市
40	有限会社上松石油	海部郡美波町

番号	氏名／名称	住 所
41	うみがめ荘株式会社	海部郡美波町
42	ビジネスホテル ケアーズ	海部郡美波町
43	合同会社桃次郎商店	海部郡美波町
44	株式会社Studio23	海部郡美波町
45	合同会社 at Teramae	海部郡美波町
46	有限会社山田宝来堂	海部郡海陽町
47	海部商業協同組合	海部郡海陽町
48	株式会社百姓力	海部郡美波町
49	株式会社漁火	海部郡海陽町
50	ふなつき	海部郡美波町
51	ひわさ屋	海部郡美波町
52	株式会社阿波銀行日和佐支店	海部郡美波町
53	羽ノ浦町商工会	阿南市
54	山宿 花瀬庵	那賀郡那賀町
55	那賀川町商工会	阿南市
56	牟岐町観光協会	海部郡牟岐町
57	日和佐漁業者会	海部郡美波町
58	那賀町商工会	那賀郡那賀町
59	椿観光有限会社	阿南市
60	春田 裕計	海部郡美波町
61	サステナブル阿南	阿南市
62	阿南市観光協会	阿南市
63	クラブコルツ	那賀郡那賀町
64	那賀町観光協会	那賀郡那賀町
65	むぎ青空プロジェクト	海部郡牟岐町
66	株式会社丸本	海部郡海陽町
67	阿佐海岸鉄道株式会社	海部郡海陽町

一般社団法人四国の右下観光局 賛助会員名簿

(R1. 9. 1現在)

	氏名／名称	住 所
1	薬王寺	海部郡美波町
2	有限会社古川運送	阿南市
3	徳島県企業局	徳島市
4	阿南信用金庫	阿南市

【合計】

法人会員	34
個人会員	33
賛助会員	4

一般社団法人四国の右下観光局定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人四国の右下観光局と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を徳島県海部郡美波町奥河内字弁才天17番地1に置く。

(目的)

第3条 当法人は、徳島県南部圏域の活性化を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 一般客向け着地型旅行商品の企画開発、販売促進、流通
- (2) 体験型旅行の誘致、受入態勢整備、受入実施
- (3) 特産品の企画開発、販売
- (4) 広域観光振興事業の実施
- (5) 公共的施設の管理受託
- (6) 旅行業法に基づく旅行サービス手配業
- (7) 損害保険代理店業務
- (8) 前各号に附帯関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関)

第5条 当法人は、社員総会及び理事のほか、理事会及び監事を置く。

第2章 会 員

(会員の構成)

第6条 当法人の会員は次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第8条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- ② 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

③ 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、次に掲げる事由によって退会するものとする。

(1) 本人の申出

(2) 死亡又は解散

(3) 除名

② 会員が退会するには、1か月以上前までに書面で申し出るものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

③ 会員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、一般法人法第30条及び第49条第2項第1号に定めるところによるものとする。

(社員名簿)

第10条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、主たる事務所に備えおくものとする。

② 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した会員の住所にあてて行う。

第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(招集)

第12条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

② 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた他の理事がこれを招集する。

③ 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、各正会員に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(議長)

第13条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、当該総会において議長を選出する。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

② 一般法人法第49条第2項の社員総会の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(決議の省略)

第15条 社員総会の目的たる事項について、理事又は正会員から提案があった場合において、その提案に正会員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権)

第16条 各正会員は、各1個の議決権を有する。

- ② 正会員又はその法定代理人は、当法人の正会員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(権限)

第17条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会金、会費及び賛助会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬の額又はその基準
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 定款の変更
- (7) 解散
- (8) 残余財産の帰属先
- (9) 理事会において社員総会に付議した事項
- (10) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印して10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事・監事及び代表理事

(理事の員数)

第19条 当法人の理事は、3名以上20名以内とする。

(資格)

第20条 当法人の理事は、当法人の正会員又は正会員である団体に属する者の中から選任する。

- ② 前項の規定にかかわらず、総正会員の議決権の過半数をもって、正会員又は正会員である団体に属する者以外の者から選任することを妨げない。

(監事の員数)

第21条 当法人に監事2名以内を置く。

(理事及び監事の選任方法)

第22条 当法人の理事及び監事の選任は、各市町のバランスに配慮の上、社員総会において、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事等)

第23条 当法人に理事長1名、副理事長若干名を置き、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- ② 代表理事は、理事長とする。

(理事の職務権限)

第24条 理事長は、当法人を代表し、その業務を総理総括する。

② 副理事長は理事長を補佐し、法人業務を総括する。

③ 理事は、理事会を組織して法人の経営目的を達成するために必要な事項を審議決定するとともに、理事長より委嘱された職務を遂行する。

④ 理事長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査する他、法人の会計監査を実施し、社員総会に対して、その監査結果を報告する。

② 監事は、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として、選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

③ 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(報酬等)

第28条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 理事会

(招集)

第29条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた他の理事がこれを招集する。

② 理事会を招集するには、会日の3日前までに、各理事及び監事に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続きの省略)

第30条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた理事がこれに代わる。

(決議の方法)

第32条 理事会の決議は、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもつ

て行う。

(理事会決議の省略)

第33条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案に理事の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当法人の経営方針・業務執行の承認

(2) 理事の職務の執行の監督

(理事会議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、出席代表理事（代表理事に事故若しくは支障があるときは出席理事）及び出席監事がこれに署名又は記名押印して、当法人の主たる事務所に10年間備え置くものとする。

(オブザーバー)

第36条 「四国の右下・魅力倍増」推進会議及び関係自治体との情報共有を図るため、関係者に対してオブザーバーとしての出席を依頼するものとする。

第6章 計 算

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第7章 財 務

(財産の構成)

第38条 当法人の経費は、入会金、会費、賛助会費、寄付金、事業収入、負担金、協賛金、補助金及びその他収入をもって充てる。

第8章 基 金

(基金)

第39条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に定める基金の拠出を求めることができる。

(基金の取扱)

第40条 基金の取扱については、理事会の決議によって別に定める基金取扱規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第41条 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

② 前項の規定にかかわらず理事会の決議によって別に定める基金取扱規程に定めがある場合はその規程によるものとする。

(基金の返還手続き)

第42条 基金の返還手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

② 前条第2項の場合は理事会の決議によって別に定める基金取扱規程によるものとする。

第9章 附 則

(最初の事業年度)

第43条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成30年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第44条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時代表理事	中東 覚			
設立時理事	吉田 敏美	横尾 政明	木内 昌文	清原 裕登
	中東 覚	吉田 基晴	鶴和 正浩	
設立時監事	湯浅 隆幸	川人 建介		

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第45条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所 徳島県阿南市七見町松木60番地1

設立時社員 湯浅 隆幸

住 所 徳島県那賀郡那賀町延野字王子原118番地

設立時社員 吉田 敏美

住 所 徳島県阿波市阿波町本町67番地

設立時社員 川人 建介

住 所 徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村10番地10

設立時社員 横尾 政明

住 所 徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村45番地13

設立時社員 木内 昌文

住 所 徳島県海部郡美波町奥河内字弁才天139番地2

設立時社員 中東 覚

住 所 徳島県海部郡美波町奥河内字寺前115番地6

設立時社員 吉田 基晴

住 所 徳島県海部郡海陽町中山字狭間20番地

設立時社員 鶴和 正浩

住 所 徳島県阿南市下大野町太平93番地

設立時社員 清原 裕登

(法令の準拠)

第46条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人四国の右下観光局設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成30年3月13日

設立時社員 湯浅 隆幸

設立時社員 吉田 敏美

設立時社員 川人 建介

設立時社員 横尾 政明

設立時社員 木内 昌文

設立時社員 中東 覚

設立時社員 吉田 基晴

設立時社員 鶴和 正浩

設立時社員 清原 裕登

附則（平成30年6月1日）

- 1 この定款は、平成30年6月1日から施行する。

附則（平成30年10月31日）

- 1 この定款は、平成30年10月31日から施行する。

2018年度事業報告及び収支決算について [第2期]

事業報告

I 会員の状況

平成31年3月31日現在の会員数は、次のとおりである。

正会員 55名
賛助会員 3名

II 役員の状況

理事長 中東覚 (代表理事)
副理事長 吉田基晴
理事 清原裕登 横尾政明 木内昌文 鶴和正浩 山田直人
監事 湯浅隆幸 川人建介

III 理事会の開催状況

当該期間中、次のとおり理事会を開催した。

- 1 第1回理事会 平成30年4月27日 (徳島県南部総合県民局美波庁舎)
 - ① 理事辞任に伴う選任及び増員について、候補者の提示があり、承認された。
 - ② 事務所の移転及び事業の追加、並びにこれらに伴う定款の変更について提案があり、承認された。
 - ③ 平成29年度の事業実績及び収支決算について報告があり、承認された。
 - ④ 平成30年度の事業計画及び収支予算案について報告があり、承認された。
 - ⑤ ①、②、③について総会に諮ることが了承された。

- 2 第2回理事会 平成30年6月1日 (徳島県南部総合県民局美波庁舎)
 - ① 入会金・会費規定案の提示があり、協議。原案どおり可決された。
 - ② 事業の追加及びこれに伴う定款の変更について提案があり、承認された。
 - ③ 理事候補者の就任辞退により新たな候補者の提示があり、承認された。
 - ④ ①、②、③について総会に諮ることが了承された。

- 3 第3回理事会 平成30年10月15日 (徳島県南部総合県民局美波庁舎)
 - ① 理事高木義夫の辞任について報告があった。
 - ② 新規社員の入社について名簿での提示があり、承認された。
 - ③ 賛助会員制度の創設と、それに伴う定款及び入会金・会費規定の一部改正について提案があり、承認。総会に諮ることが了承された。

- ④ 就業規則、育児・介護休業等に関する規則、経理規定、旅費規程、庶務規程について各案の提示があり、承認された。
- ⑤ 上期の事業進捗状況、中間決算について報告があり、承認された。
- ⑥ とくしま宝島協議会への加入について提案があり、承認された。
- ⑦ 県南情報サイト「なんとplus」との連携について提案があり、連携スキームを見直すことで決定。
- ⑧ 中期の収支計画試算結果について報告があり、財務面からの運営の方向性について了承された。
- ⑨ 寄付金の受入状況について報告があった。

4 第4回理事会 平成31年1月28日（徳島県南部総合県民局美波庁舎）

- ① 新規会員の入会について名簿での提示があり、承認された。
- ② 入会者・寄付者に付与する特典案の提示があり、承認された。
- ③ 事業進捗状況について説明、次年度事業計画骨子案の提示があり、承認された。
- ④ 入会促進への協力依頼があった。

5 第5回理事会 平成31年3月27日（徳島県南部総合県民局美波庁舎）

- ① 新規会員の入会について名簿での提示があり、承認された。
- ② 重要業績評価指標（KPI）案の提示があり、日本版DMO登録の必須KPIについては承認。その他KPIについては再考することとなった。
- ③ 2019年度の業務体制について報告があり、承認された。
- ④ 2019年度の事業計画及び収支予算案について提示があり、承認された。
- ⑤ 業務体制変更に伴う庶務規程の一部改正について提案があり、承認された。
- ⑥ （仮称）四国の右下観光局PRアンバサダーについて、役割、候補者の提示があり、承認された。
- ⑦ 日本版DMO法人登録に向け、外部評価機関の設置について提案、設置要綱案の提示があり、承認された。

IV 総会の開催状況

当該期間中、次のとおり総会を開催した。

1 定時社員総会 平成30年6月1日（徳島県南部総合県民局美波庁舎）

- ① 辞任の申し出があった理事吉田敏美の後任に高木義夫を、増員として山田直人を選任することで可決定した。
- ② 定款の一部を変更（事務所の移転、事業の追加）することについて、承認された。
- ③ 平成29年度の事業実績及び収支決算について報告があり、承認された。
- ④ 入会金・会費規定案の提示があり、承認された。
- ⑤ 平成30年度の事業計画及び収支予算案の報告があった。

2 臨時社員総会 平成30年11月1日（書面による）

次の項目について、書面により提案、社員全員が書面により同意を示し、可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされた。

- ① 賛助会員制度の創設に伴う定款一部改正
- ② 賛助会員制度の創設に伴う入会金・会費規定の一部改正

V 事業の概要

1 日本版DMO候補法人の登録

(1) 法人登録の申請

平成30年7月31日「日本版DMO候補法人」として登録された。

2 一般客向け着地型旅行商品の企画開発、販売促進、流通

(1) 受旅行会社機能の確立

- ① 平成30年7月2日旅行サービス手配業登録完了。旅行会社に対する宿泊、運輸等サービスの手配が可能となった。
- ② 平成30年8月9日損害保険代理店登録完了。旅行保険等取扱いを開始した。

(2) 提案営業、広報ツール作成

- ① 観光局紹介パンフレットを作成し、ホームページにも掲載した。
- ② 国内外商談会への参加、旅行会社個別訪問により提案営業を行った。
- ③ 伊勢エビ付き宿泊プランを企画、PRを行った。
- ④ タカアシガニ活用誘客プロジェクト、出羽島アート展運営実行委員会へ参画した。

3 体験型旅行の誘致、受入体制整備、受入実施

(1) 観光産業を支える人材育成

- ① 主催講座を開催したほか、外部セミナー講師を受託。また、観光地における消費者問題に関する調査研究事業を受託した。

i) 主催講座

外国人旅行者おもてなしセミナー

H30. 9. 26 県南部総合県民局美波庁舎+Web中継2会場 参加者49名

ii) 外部講師

・通訳人材養成セミナー H30. 12. 21 主催：徳島県観光政策課

・キャッシュレス決済セミナー H31. 2. 7 主催：美波町観光協会

iii) 受託業務

徳島県南部圏域の観光地における消費者問題の調査研究業務

受託機関：H30. 11. 27～H31. 2. 28 委託者：徳島県南部総合県民局

- ② 研修会等へ参加し、職員のスキルアップを図った。

・持続可能な観光国際基準研修会 H30. 8. 3～4

・四国観光デジタルマーケティングカンファレンス H31. 1. 30

(2) 体験型旅行の強化

- ① 国内外旅行会社に対し、商談会、個別訪問により提案営業を行った。
- ② ホームページトップ画面に、体験予約検索サイトへのリンクバナーを設置した。
- ③ 中国からの視察旅行を仲介し、7月に阿南エコパークへの視察が実施された。
- ④ 在台湾の旅行サービス仲介会社に当地を視察いただき、台湾の旅行専門誌『旅奇』に紹介記事掲載された。

(3) 東京オリ・パラや関西WMGを見据えた機運醸成

- ① 四国の右下サーフィン教室の開催
H30. 5. 26 穴喰海岸 参加者14名 (小学生)
- ② トライアスロンクリニックの開催
H30. 11. 10 まぜのおか 参加者12名

4 特産品の企画開発、販売

(1) 新商品の企画開発、販売

- ① 道の駅惣菜開発事業に参加し、「四国の右下弁当」の検討を行った。
- ② 公式ネットショップを開設し、会員企業2社の商品の販売を行った。

5 広域観光振興事業の実施

(1) ホームページ改修

- ① 既存の県南観光情報サイト「四国の右下みぎあがり」を改修し、9月11日リニューアル公開した。
- ② 県南部の観光情報を掲載するほか、トップ画面から宿泊、体験、レンタカー、航空機・宿泊セットプランを予約・検索可能とした。

(2) 「四国の右下」ブランディング

- ① オリジナルロゴを作成し、名刺、ホームページ、PRグッズ等に使用。デザイン統一によるブランディングを図った。
- ② あわび、伊勢エビをフックにした新聞広告を掲載し、エリアイメージの造成に努めた。

(3) 情報発信

- ① メディア招聘ツアーのアテンドを行った
 - ・ H30. 7. 30 台湾ブロガー
 - ・ H30. 9. 5 米・豪メディア
 - ・ H30. 10. 6 米メディア
 - ・ H31. 3. 6～9 香港ブロガー
 - ・ H31. 3. 19～20 国内新聞、WEBメディア
- ② 商談会参加
 - ・ H30. 5. 15 オール徳島観光商談会 (東京)
 - ・ H30. 5. 30 J R 四国大阪商品説明会 (大阪)
 - ・ H30. 9. 7 オール関西台湾大商談会 (台湾)

- ・ H30. 9. 13 オール徳島観光セミナー（東京）
- ・ H30. 9. 21～22 ツーリズムEXPO（東京）
- ・ H30. 10. 16 四国インバウンド商談会（松山）
- ・ H30. 11. 12～13 徳島インバウンド商談会（香港）
- ・ H30. 11. 30 瀬戸内クルーズセミナー（高松）
- ・ H30. 12. 11 外国人富裕層獲得インバウンド商談会（東京）
- ・ H31. 2. 12 札幌観光セミナー（札幌）

③ イベント

- ・ 県南の藍染め作家が制作した藍染め暖簾の展示
H30. 7. 24～8. 27 JR阿南駅、日和佐駅、牟岐駅、阿佐鉄穴喰駅
- ・ エキサイティングサマーinワジキにてPRグッズの配布 H30. 8. 13

④ 広告

- ・ デイリースポーツ H30. 8. 2
- ・ 西日本新聞大分県版 H30. 8. 2朝刊
- ・ 産経新聞大阪本社版 H30. 11. 6朝刊
- ・ まっふる2020四国版 H31. 3月発行

⑤ 市町村広報

- ・ 各市町広報誌に、地域住民向け広報を掲載

(4) 素材収集とデータベース作成

パンフレットやホームページに掲載、旅行会社へ提供する写真素材を収集した。

(5) ワーキンググループの開催

地域別に観光関係者が集まるワーキンググループを開催し、それぞれが抱える課題、今後目指す方向性等について意見交換、商談会等で得られた意見のフィードバックなどを行った。(計9回開催)

平成30年度 予算執行状況

1 収入の部

(単位:千円)

区 分	平成30年度実績	当年予算額	比 較	備 考
「四国の右下・魅力倍増」推進会議 負担金	18,800	18,800	0	
徳島県	10,000	10,000	0	
阿南市、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町	8,800	8,800	0	1,760×5
会費	240	100	140	
手数料、広告料	115	900	-785	
委託事業	806	0	806	
寄付金	510	0	510	
受取利息	1	0	1	
合 計	20,471	19,800	671	

2 支出の部

(単位:千円)

区 分	平成30年度実績	当年予算額	比 較	備 考
1 日本版DMO候補法人の登録				
(ゼロ予算)	0	0	0	形成・確立計画策定、登録申請等
小 計	0	0	0	
2 一般客向け地型旅行商品の企画開発、販売促進、流通(損害保険代理店業務含む)				
旅費	23	130	△ 107	
広報費	415	300	115	パンフ作成・ネット広告等
支払手数料、通信費	17	0	17	
租税公課	15	0	15	
教育研修費	4	0	4	
小 計	474	430	44	
3 体験型旅行の誘致、受入態勢整備、受入実施(消費者問題調査研究含む)				
旅費	609	200	409	
支払報酬料	19	400	△ 381	観光マネジメント塾、在外レップ事務所
広報費	0	200	△ 200	パンフ・旅行商品サイト掲載料等
委託料	730	700	30	サーフィン教室、アンケート調査
荷造運賃	7	0	7	パンフ送付
諸会費、支払手数料	23	-	23	商談会参加費等
租税公課	1	-	1	
交際費、会議費	12	-	12	視察代等
小 計	1,401	1,500	△ 99	
4 特産品の企画開発、販売				
支払手数料	14	-	14	
租税公課	1	-	1	収入印紙
研究開発費	91	-	91	試食会材料、会場借上費
小 計	106	0	106	

5 広域観光振興事業の実施

旅費	461	200	261	
広報費	1,298	300	998	パンフ作成、鉄道・アウトドア系雑誌広告
委託料	134	3,080	△ 2,946	各種イベント開催
消耗品費	504	-	504	
支払手数料、租税公課、通信費	10	-	10	
荷造運賃	4	-	4	パンフ・資料送付
減価償却費	73	-	73	
諸会費	12	-	12	商談会参加費、協議会参加費
会議費、教育研修費	45	-	45	
開発費償却	292	-	292	
小計	2,833	3,580	△ 747	

6 共通経費

給与手当、賞与	8,610	8,170	440	通勤手当含む
法定福利費、厚生費	2,154	2,330	△ 176	健康診断等
光熱水費	231	340	△ 109	光熱水費年額、ガソリン代
事務用品費、消耗品費	532	400	132	新聞図書費含む
通信費、支払手数料	469	1,000	△ 531	
支払報酬料	820	750	70	人材仲介手数料、税理士
地代家賃	482	483	△ 1	事務所賃借料
リース料	824	817	7	社用車、事務機器
保険料	9	-	9	
旅費	2	-	2	
租税公課	80	-	80	登記費用(登録免許税)等
小計	14,213	14,290	△ 77	
合計	19,027	19,800	△ 773	

※予算の執行上必要がある場合は、各項目間において流用できるものとする

当期収入合計	20,471
当期支出合計	19,027
当期収支差額	1,444
支出額うち預り金	51,554
現金・預金現在高	52,998

貸借対照表

平成 31 年 3 月 31 日現在

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	円		円
【流動資産】	【 1,733,454】	【流動負債】	【 918,539】
現金及び預金	901,075	未払金	796,985
前払費用	17,480	預り金	51,554
未収入金	814,899	未払法人税等	70,000
【固定資産】	【 559,504】		
(無形固定資産)	(549,504)	負債の部合計	918,539
ソフトウェア	549,504	純資産の部	
(投資その他の資産)	(10,000)		
出資金	10,000	【株主資本】	【 1,374,419】
		(利益剰余金)	(1,374,419)
		繰越利益剰余金	1,374,419
		純資産の部合計	1,374,419
資産の部合計	2,292,958	負債及び純資産の部合計	2,292,958

自平成30年4月1日
至平成31年3月31日

損 益 計 算 書

科 目	金 額	円
【純 売 上 高】		
会 費 収 入	240,000	
補 助 金 等 収 入	18,800,000	
委 託 事 業 収 入	806,000	
寄 付 金 収 入	510,000	
そ の 他 収 入	115,192	20,471,192
売 上 総 利 益		(20,471,192)
【販売費及び一般管理費】		
広 告 宣 伝 費	1,712,707	
荷 造 運 賃	11,010	
給 料 手 当	7,388,951	
賞 与 費	805,665	
法 定 福 利 費	2,146,683	
厚 生 費	7,038	
減 価 償 却 費	72,576	
地 代 家 賃	482,168	
事 務 用 品 費	402,843	
消 耗 品 費	621,083	
水 道 光 熱 費	143,210	
旅 費 交 通 費	1,511,108	
支 払 手 数 料	79,484	
租 税 公 課	97,400	
交 際 接 待 費	3,000	
保 険 料	8,740	
通 信 費	434,525	
諸 会 費	32,000	
車 輦 費	88,179	
新 聞 図 書 費	11,340	
研 究 開 発 費	91,165	
会 議 費	23,694	
機 械 賃 借 料	824,472	
教 育 研 修 費	33,500	
外 注 費	863,418	
支 払 報 酬 料	839,215	18,735,174
营 業 利 益		(1,736,018)
【営業外収益】		
受 取 利 息	1	1
【営業外費用】		
開 発 費 償 却	291,600	291,600
經 常 利 益		(1,444,419)
税 引 前 当 期 純 利 益		(1,444,419)
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		70,000
当 期 純 利 益		(1,374,419)

2019年度 事業計画

観光客の旅行目的の多様化や訪日外国人の増加など旅行形態が変化している中、広域観光を推進するとともにインバウンドへの対応強化を図るため、観光地域づくりの舵取り役を担うDMO「四国の右下観光局」において持続可能な観光地域づくりに取り組む。

1 日本版DMO登録法人

現在、「日本版DMO候補法人」として登録されているが、2019年度中に登録要件をクリアし、「日本版DMO」本法人としての登録を目指す。

取 組 等	実施時期(予定)
①本登録に向け取組を加速 日本版DMO登録要件に対する自己評価や外部組織等による検証を行い登録要件をクリアする。	4月～6月
②データ収集と分析 重点施設等を設定し、観光統計調査や旅行者ニーズ等に関するデータを収集、分析するとともに、旅行商品の開発やプロモーション等の実施に活かす。	5月, 8月 11月, 1月
③K P I 検証 持続的な観光地域づくりを推進するにあたり、主要業績目標指標「K P I」達成度を評価する。	6月, 1月
④既存観光施設の集客力アップ、経営改善 既存観光施設の集客や満足度等を調査し、集客力アップや経営改善に向けた取組を提案する。	5月, 6月, 8月, 10月, 1月, 2月

2 着地型旅行商品の企画開発・販売促進

DMOの機能を活かし、地域を巻き込んだ観光地域づくりを進めるとともに、旅行商品の開発やマーケティングの強化等を図る。

(1) 受旅行会社機能の確立

取 組 等	実施時期(予定)
① 第2種旅行業登録 国内の募集型企画旅行の企画・実施が行うことのできる第2種旅行業の登録を目指す。	通年
② 着地型旅行商品の販売促進 観光事業者等と連携した旅行商品の開発を進め、旅行会社向け提案機能を強化するとともに、オフラインによる自社プランの直接販売に取り組む。 ・大手旅行会社との委託販売契約の締結 ・BtoCオンライン旅行販売 ・WEB予約、決済システムの導入	通年

(2) 提案営業・商談会でのプレゼンテーションの強化

県南の観光スポットや食、アクティビティなど、「四国の右下」の強みを国内外にPRし、観光誘客を促進するため、商談会でのプレゼンテーションに加え、旅行会社の企画担当向けのFAMツアーを実施する。

取 組 等	実施時期(予定)
①継続した商談プレゼンの実施 国内外の商談会に参加し、県南の観光素材や体験プログラム等を提案することで、観光誘客につなげる。	5月, 9月, 11月, 2月
②国内旅行会社仕入企画担当者向けFAMツアーの実施 県南の観光素材を知ってもらいツアープラン化につなげる旅行会社の仕入担当や企画担当向けのFAMツアーを実施する。	10月
③エージェント向け提案資料等の作成 パンフレット等に使用する素材を収集しデータベース化する。また、「泊まる」「食べる」「体験する」を提案するエージェント向け提案資料を作成する。	5月, 6月

3 体験型旅行の誘致・受入体制整備, 受入れ実施

(1) 観光産業を支える人材育成

持続可能な観光地域づくりに向けて、インバウンドの受入れや体験プログラムの開発、県南の魅力を伝えるガイドの養成など観光産業を支える人材を育成する。

取 組 等	実施時期(予定)
①セミナーの開催 日本版DMOの理解度を高め持続可能な観光地域づくりを進めるセミナーや外国人旅行者を受け入れるためのおもてなしセミナーを開催する。	4月, 9月
②観光人材・ガイド養成塾の開催 宿泊・観光施設の満足度の向上に向けた対応の強化や体験プログラムのガイド養成, 事業承継等を促す養成塾を開催する。 ・ベジタリアン向けの料理教室 ・キャッシュレス決済勉強会 ・宿泊増売セミナー など	10月~2月 (延べ8回)
③宿泊事業者に対する個別コンサルティング 個別契約による請負を検討。コンサルティング料は宿泊取扱額の3%程度。	4月~

(2) 体験型旅行の誘客強化【対国内】

県南の強みである教育旅行について、地域の体験型観光に取り組む事業者との連携を強化し、新たに阿南市、那賀町での受入れを可能とすることで、県南全域において教育旅行を推進する態勢を整備する。また、個人旅行者の獲得を目指し、広域エリアでの体験受入れ調整やインバウンド拡大に向けた魅力発信等については、四国の右下観光局が中心となり取り組むことで、国内外からの旅行者の誘客を促進する。

取 組 等	実施時期(予定)
<p>①旅行会社への体験型旅行の提案強化 教育旅行をはじめ団体旅行による誘客を進めるため旅行会社での取り扱いを増やす、オプションツアー、パッケージ旅行等への提案を強化する。 ・着地型旅行商品を大手旅行会社パンフレットへオプションツアーとして掲載 ・会員制パッケージ旅行への組込依頼 ・団体等への受注型企画旅行の提案 ・体験型旅行商品サイトとの業務提携</p>	4月, 5月, 1月, 2月
<p>②関東圏をターゲットにスポーツ合宿等誘致推進 日本学生サーフィン連盟、日本カヌー連盟等との連携を強化し、スポーツ合宿、文化合宿（合唱等）の受入れを強化する。</p>	7月
<p>③伝統文化等を活用した体験型モニターツアーの実施 地域の祭を活用し準備から本番までを体験するモニターツアーや自然や風景を体感できる「ガイド付きポダリングツアー」を実施する。</p>	5月, 10月
<p>④市町観光協会等が実施するツアーへのアドバイス 観光協会が企画するツアーについて、満足度の高い、人気のあるものとするため、実際にツアーに同行し、指導助言等を行う。</p>	5月, 9月, 11月, 2月

(3) 体験型旅行の誘客強化【対海外】

インバウンドを拡大するとともに、県南を訪れた外国人旅行者を周遊させ、滞在型観光を実現するため、台湾をはじめ海外での提案営業を強化する。

取 組 等	実施時期(予定)
<p>①在外アウトバウンドエージェントに対する提案営業の業務委託（台湾等） 市場動向調査を実施し、海外での営業提案を強化しインバウンドの拡大を図る。</p>	通年

取 組 等	実施時期(予定)
<p>②外国人旅行者等を受け入れる環境整備 多言語表記や観光事業者のキャッシュレス決済、店舗を紹介するグーグルマイビジネスの登録等を促進し、拡大する外国人旅行者の受入れ態勢を強化する。また、災害発生等に対し、外国人旅行者に防災情報を発信する災害時情報提供アプリ「Safety tips」の活用を周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内でのキャッシュレス決済の導入促進 ・ストレスフリーな環境づくりに向けた手ぶら観光の推進 ・地域の食や観光地としての魅力を伝える多言語化の推進 ・グーグルマイビジネスの登録促進 ・外国人観光客向け防災情報の発信 ・宿泊・観光施設向け災害時初動対応マニュアルの作成や周知の徹底 	5月, 6月, 9月, 1月

4 特産品の開発・販売

(1) 新商品の企画開発, 販売

県南を訪れた旅行者の満足度を高めるため、地域ならではの土産やおすすすめする商品の開発を進める。特に既存商品の発掘や磨き上げを行い、パッケージや商品デザインなどを改良し満足度の高い商品づくりとPR戦略を強化する。また、地域の素材を活用した新商品の開発や消費促進につなげるため農工商連携の取組を強化するとともに、ネットワークを構築する。

取 組 等	実施時期(予定)
<p>①地域の食をビジネス化するネットワークの構築 新商品開発や販路開拓、情報発信を強化するため、事業者や異業種との連携を促進し、情報やノウハウを共有できるネットワークを構築する。</p>	5月, 9月, 11月, 2月
<p>②県南ならではの土産や絶品グルメの開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域がすすめるおみやげ品の調査・分析 ・アカムツや秋のハモ、タカアシガニを使った新たな味覚プロジェクトの実施 ・映画「波乗りオフィスへようこそ」公開に合わせた新商品の開発 ・道の駅や観光施設等での新たな特産品や土産となる商品の開発 ・新商品開発に向けた講座の開催 ・地域の食をPRする食見本市出展 	4月, 5月, 6月, 7月, 8月, 9月, 11月, 2月

(2) ネットショップの展開

県南の特産品をお手軽に購入できるネットショップについて、取り扱い品目や種類を増やすとともに、利用者を拡大することで販売額の増加を図る。

取 組 等	実施時期(予定)
○ネットショップの販売強化 ・販売アイテムの拡大 ・販売分析に基づくマーケティングの実施 ・新たなギフト向け商品の開発	4月, 5月 9月, 1月

5 広域観光振興事業の実施

(1) HP, SNSによる情報発信

HP「四国の右下観光局」について、閲覧数の多い自転車コンテンツや動画配信による関心を高め、行ってみたいと思わせることのできる情報を提供するとともに、HPに加え、SNSによる情報発信を強化する。

取 組 等	実施時期(予定)
①HPの内容等の充実 ・体験プログラム予約システムの乗換を検討 多言語化と海外向けSNS発信 ・(旅行業登録後) 予約状況が把握でき、手軽に予約ができる検索システムへと改修 ・(旅行業登録後) ネット決済, キーワード検索等が可能なシステムに改修 ・新着情報のリフレッシュ, 新コンテンツの作成 (自転車コンテンツほか) ・画像ライブラリーの構築, 収納コンテンツ精査	4月～5月 11月～2月
②SNSによる情報発信 facebook, Instagramでのアクセス数を高め, 県南の魅力を伝える情報発信を強化する。	通年

(2) ワーキンググループの開催

観光素材の掘り起こしや観光事業者と連携した体験型旅行商品の開発, 地域が一体となった魅力を国内外に発信する広域観光の推進, 急増するインバウンド受入れ態勢整備による消費の促進など地域課題解決に向け地域別, 分野別のワーキンググループを開催する。

取 組 等	実施時期(予定)
市町ごと, 宿泊, 交通など分野ごとにワーキンググループを開催する。	

取 組 等	実施時期(予定)
①地域ならではの旅行商品の開発 ・観光素材の掘り起こしや磨き上げ，観光事業者が連携した体験型プランの開発を促進	4月，6月，8月，10月，1月
②圏域内の道の駅との連携による周遊を促すサテライトステーション化 ・道の駅日和佐を拠点に県南の道の駅，観光施設等への周遊を促す取組みを促進 ・道の駅をはじめ観光施設等の経営改善やサービスの向上	5月，7月，10月，2月
③広域観光の推進 ・全日本サーフィン選手権等大規模スポーツイベントを活用した宿泊・飲食等の消費促進 ・ビジネス客を県南全域に誘導する体験・周遊プランの提案 ・観光データに基づいたマーケティングや事業者との連携による誘客促進 ・高知県東部DMOとの連携強化による四国の右下への誘客促進 ・サイン表示統一に向けたデザインの検討 ・インバウンド向け旅行パンフレットや観光誘客を促進するマップの企画	4月，6月，10月，2月
④教育旅行を県南全域に拡大する受入れ態勢の整備 ・阿南市，那賀町での組織化や体験プログラムの開発 ・南阿波よくばり体験推進協議会との連携，役割分担	5月，7月，9月，11月，1月
⑤二次交通対策としてJR「駅から観タクン」との連携 ・JR，タクシー事業者等による県南に適した実施体制を構築 ・駅から観光施設等をつなぐシャトルバスの運行	5月，7月，9月
⑥DMVを活用した誘客促進 ・DMVを活用した周遊コースの作成，鉄道マニア等への訴求	5月，7月，9月，11月，1月

(3) 観光客の購買プロセスを意識した情報戦略の強化

県南への国内外からの観光誘客を促進し延べ宿泊者数や旅行消費額を増加させるため、「四国の右下」の存在を認知させ，関心を持たせるため，事前の観光情報の入手方法として意見の多かった旅行雑誌，パンフレットを戦略的に活用するとともに，「四国の右下」の魅力を体感する楽しさをSNSやWEBサイトに訴求する多様なコンテンツの整備等情報戦略を強化する。

取 組 等	実施時期(予定)
①デジタルマーケティングの実施 「四国の右下」の魅力を伝えるコンテンツの整備と多様なコンテンツを多様な受け手に対し発信するデジタルマーケティングを外部委託する。	通年
②リアル広告の実施 国内の観光誘客促進する新聞，交通広告等を実施する。	6月，7月
③南部圏域で利用できるドローンマップの作成 那賀町ドローン特区の取組を県南全域に広げ，ドローンを使用可能な地域を紹介するマップを作成する。	7月，9月

6 損害保険代理店業務

損害保険代理店として，旅行傷害保険のほかイベント関連保険，施設賠償責任保険を販売，加入を促進する。

取 組 等	実施時期(予定)
①イベント関連保険（MICE保険）の販売 ・スポーツ関連イベント，祭り等の催事に係る保険の販売	通年
②国内旅行傷害保険（団体）の販売 ・南阿波よくばり体験推進協議会に対する切り替え促進営業	
③施設賠償責任保険の販売 ・保険未加入の民宿・民泊事業者への加入促進営業 ※保険未加入の場合、旅行会社との契約ができない	
④海外旅行傷害保険の販売 ・県民局職員等の海外出張の際の加入促進営業	

2019年度(令和元年度)収支予算 事業内訳

収入

(単位:千円)

	当年度予算額		前年度 予算額	備考
	全体	うち負担金		
魅力倍增推進会議負担金(交付金対象)	24,600	24,600	18,800	
魅力倍增推進会議負担金(単費)	2,800	2,800		
委託料	500			県委託料 体験型モニターツアー
会費	390		100	
手数料、広告料	300		900	
寄附金	6,000			
旅行商品売上	2,000			
旅行商品仕入	△ 1,800			
合 計	34,790	27,400	19,800	

支出

(単位:千円)

項目	当年度予算額		前年度 予算額	内容等
	全体	うち負担金		
1 日本版DMO登録	0	0	0	
日本版DMO本法人登録	0	0		データ収集・分析、評価検証
2 着地型旅行商品の企画販売、法に基づく旅行業	5,210	4,910	430	
第2種旅行業登録	3,400	3,400		ANTA入会金650・年会費550、保証金2200
HPでの自社プランの直接販売	1,020	720		システム構築費用220、システム利用料800
WEB決済システム	240	240		初期登録費等160、システム利用料80
提案営業、商談会等参加	350	350		旅費(11/9案では運営経費で計上)
旅行会社企画担当者向けFAMツアー	200	200		ツアー実施経費
3 体験型旅行の誘致、受入体制整備	2,690	2,240	1,500	
人材育成研修	500	500		外部講師招聘費(セミナー料100、講師旅費100、資料・会場費等50)×2
伝統文化等を活用した体験型モニターツアー	450	—		委託料収入充当 募集広報、交通費、体験料等
ポダリングツアー企画	100	100		ガイド養成研修50、コース下見等造成50
インバウンド団体誘客 営業業務委託	940	940		委託費
商談会等参加	700	700		旅費
4 特産品企画・開発・販売	190	—	0	
ネットショップ運営	90	—		受取手数料充当 支払手数料
新しい味覚プロジェクト(高足ガニ等)	100	—		会費等充当 試作費用
5 広域観光振興	5,650	5,650	3,580	
デジタルマーケティングの効果的運用	3,900	3,900		委託費
広告費	1,000	1,000		広告費800、ノベルティ200
HP運営、メンテナンス	400	400		年間保守管理・メンテナンス委託費
旅行博参加等	350	350		旅費
6 損害保険代理店	10	—	0	
損害保険代理店業務	10	—		受取手数料充当 教育研修費
7 共通経費	14,600	14,600	14,290	
人件費	10,800	10,800		うち2,800は単費負担金充当
需用費	750	750		光熱水、ガソリン、消耗品、諸会費等
役務費	1,550	1,550		通信費、支払手数料、税理士顧問料等
借損	1,300	1,300		事務機器・車リース、家賃
備品	200	200		
合 計	28,350	27,400	19,800	

収支差 6,440 0

28,350千円の充当内訳

負担金	27,400	
委託料	500	体験型モニターツアー、味覚プロジェクトに充当
会費	200	自社プラン販売システム構築、味覚プロジェクトに充当
旅行売上	150	
手数料	100	ネットショップ、損保代理店に充当

2019年度(令和元年度) 収支予算 勘定科目内訳

1 収入の部

(単位:千円)

科 目	当年度予算	前年度予算	対前年度比	摘要
魅力倍増推進会議 負担金	27,400	18,800	146%	
地方創生交付金対象	24,600			県12,300、市町2,460×5
単費	2,800			県1,400、市町280×5
委託料	500	—	皆増	県委託料 体験型モニターツアー
会費	390	100	390%	
手数料、広告料	300	900	33%	
寄付金	6,000	—	皆増	
旅行商品売上	2,000	—	皆増	
旅行商品仕入	△ 1,800	—	皆増	
合 計	34,790	19,800	176%	

2 支出の部

(単位:千円)

科 目	当年度予算	前年度予算	対前年度比	摘要
給与手当	8,547	8,170	105%	2名分
法定福利費	2,253	2,230	101%	2名分
厚生費	10	—	皆増	
旅費	1,600	530	302%	商談会参加、営業等
広告宣伝費	5,400	800	675%	広告、ノベルティ、業務委託費
光熱水費	145	340	43%	
事務用品費	475	500	125%	
消耗品費	150	—		
教育研修費	10	—	皆増	
諸会費	1,250	—	皆増	ANATA入会金・年会費等
会議費	20	—	皆増	商談会参加費等
車両費	150	—	皆増	ガソリン代等
通信費	650	—		電話、郵便
荷造運賃	50	1,000	89%	
支払手数料	190	—		振込手数料等
保険料	10	—	皆増	
支払報酬料	1,020	1,150	89%	研修講師、税理士、社労士
外注費	2,750	3,780	73%	予約システム構築、海外営業等業務等
地代家賃	483	483	100%	事務所家賃
機械賃借料	817	817	100%	事務機器・車
賃借料	50	—	皆増	
研究開発費	100	—	皆増	特産品試作費用
保証金	2,200	—	皆増	ANTA弁済保証金
租税公課	20	—	皆増	印紙、登記費用
合 計	28,350	19,800	143%	